

Q. **故障の修理費も補償**
する自動車保険といえは？

A. **損保ジャパン**

故障運搬時車両損害特約

故障したクルマの修理費を最大**30万円**まで補償します。*

※ご契約の自動車故障により走行不能となり、レッカーけん引された場合に、ご契約の自動車の故障損害に対して、車両保険金額または30万円のいずれか低い額を限度に保険金をお支払いします。なお、ご契約の自動車が走行不能となり、レッカーけん引することについて、あらかじめ損保ジャパンの承認を得る必要があります。

特設
ウェブサイトは
こちらから



車両保険に加入していても、故障の修理費は保険金のお支払対象となりません。

警告灯が点滅してエンジン付近から水漏れが...



修理費例
約**25万円**
冷却装置等の部品交換費用

ドアミラーが突然開かなくなった...



修理費例
約**10万円**
ドアミラー交換費用

警告灯が点滅してエンジンが停止した...



修理費例
約**25万円**
発電機等の部品交換費用

夜間走行中にヘッドライトがつかなくなった...



修理費例
約**20万円**
ヘッドライト部品交換費用

故障運搬時車両損害特約に加入していれば、故障の修理費を、**車両保険金額または30万円のいずれか低い額を限度にお支払いします。**※1

保険金のお支払いイメージ

車両保険金額が**150万円**の場合

修理費 25万円 修理費の25万円がお支払保険金となります。	修理費 45万円 修理費>限度額となるため限度額の30万円がお支払保険金となります。
↓	↓
お支払い 25万円	お支払い 30万円

車両保険金額が**20万円**の場合

修理費 45万円 車両保険金額が30万円を下回る場合は、車両保険金額の20万円がお支払保険金となります。
↓
お支払い 20万円



※1 車両保険金額が30万円を下回る場合は車両保険金額を上限とします。



保険金をお支払いできない主な場合

走行が可能



カーナビ、エアコン、電動シートの故障などは走行が可能のためお支払対象外です。ただし、法令上走行が禁止されている状態※2の場合はお支払対象となります。
※2 ヘッドライト、ドアミラー、ワイパーの故障により視界が確保できないなど。

バッテリーなどの消耗品



補償対象となる故障損害が生じた対象部品の修理に付随しないバッテリー※3、チューブ、冷却水等の消耗部品、オイル等の交換または補充に関する費用はお支払対象外です。
※3 ハイブリット車および電気自動車等の駆動用バッテリーを含みます。

法定点検漏れに起因する故障損害・車検切れのお車の故障損害



法令上の定期点検整備(1年点検)※4を実施していないことに起因する故障損害、車検切れのお車の故障損害はお支払対象外です。
※4 道路運送車両法第48条に定められた12か月ごとの定期点検整備を指します。

違法改造車の故障損害



エンジンの改造、車高の変更等、法令等により禁止されている改造に起因する故障損害はお支払対象外です。

【対象契約】

「THE クルマの保険」、「SGP」で次の条件をすべて満たす契約

- 車両保険を適用した自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)のご契約であること。
- ご契約期間の初日の属する月が、ご契約の自動車の初度登録(検査)年月の翌月から起算して60か月以上であること。
- 記名被保険者を個人としたノンフリート契約であること。
- 次の自動車を対象としたご契約でないこと。
 - ・レンタカー
 - ・教習用自動車
 - ・構内専用車
 - ・改造車
 - ・並行輸入車
 - ・外務省登録自動車

【セット上の注意】

- 保険期間の途中でセットすることはできません(車両入替と同時にセットする場合を除きます。)
- 自動車販売店等が提供している延長保証契約に加入されている場合、補償内容が重複する可能性がありますので、ご契約前に延長保証契約の内容をご確認ください。

★「THE クルマの保険」は個人用自動車保険、「SGP」は一般自動車保険のペットネームです。

★このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり(約款)」「重要事項等説明書」などをご覧ください。詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<連絡先> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先